

# 令和4年度 奈良県医療費増加要因分析業務委託 公募型プロポーザル説明書

## 1 目的

第3期奈良県医療費適正化計画（以下「3期計画」という。）に掲げる医療費目標を達成するための効果的・効率的な医療費適正化の取組の検討・立案に資するため、奈良県の医療費の3期計画期間前からの増加要因について、需給双方の観点から分析を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 名称

令和4年度 奈良県医療費増加要因分析業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「令和4年度 奈良県医療費増加要因分析業務 委託仕様書」に示す内容の業務を実施

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月3日（金）まで

### (4) 委託料上限額

4,900,000円

（消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。）

### (5) 仕様

別紙「令和4年度 奈良県医療費増加要因分析業務 委託仕様書」のとおり

## 3 参加資格

単体事業者にあっては、次に掲げる要件のうち（1）～（8）の全てを満たすこと、複数の事業者で構成される共同事業体にあっては、次に掲げる要件の（9）を満たすことを必要とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- （3）会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- （4）参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （5）課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- （6）次のいずれにも該当しないこと。

- ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記⑦において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- ⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかつたと認められる。
- ⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかつたと認められる。
- (7) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から医療に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 医学的な見地から分析する必要があるため、医療経済学、臨床疫学、公衆衛生学、統計学、情報学の系統的な知識を有する医師が在籍すること。
- (9) 共同事業体にあっては、次の要件ア～オの全てを満たすこと。
- ア 共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）の全てが、上記（1）～（7）の要件を満たすこと。
- イ 共同事業体のいずれかの構成員において、上記（8）の要件を満たすこと。
- ウ 本プロポーザル手続及び本契約（契約に至った場合）に係る一切について奈良県との連絡窓口を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
- エ 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。
- オ 構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに応募していないこと。

#### 4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を下記7及び8に示す期限までに提出すること。

#### 5 公募型プロポーザル説明書等の交付

##### (1) 交付資料

以下の資料を（3）に示す方法で配布する。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式（様式1～様式11）及び質問票（様式12）

##### (2) 交付期間

令和4年4月15日（金）午前9時～令和4年5月20日（金）午後5時

(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (3) 交付方法

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、対面による交付は行わない。
- ・奈良県ホームページ内の医療保険課のコーナーにデータを掲載するため、ダウンロードにより取得すること。

<掲載場所> 奈良県ホームページのトップページ

→右上「メニュー」アイコン

→右上「組織から探す」 →県の組織

→本庁 →医療保険課 →新着情報

- ・ダウンロード後、上記(2)の期間内に(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)、必ず以下連絡先へ電話連絡すること。

<連絡先> 奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局

医療保険課 医療費適正化推進係

T E L : 0 7 4 2 - 2 7 - 8 5 4 7 (直通)

## 6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

## 7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	<p>① 参加申込書【様式1】</p> <p>② 事業者概要書【様式2】</p> <p>※課税対象事業者は、納税証明書（奈良県税、法人税、消費税、地方消費税に滞納のない証明書）を添付すること。</p> <p>※業務案内（リーフレット等）を添付すること。</p> <p>③ 同種業務の実施実績【様式3】</p> <p>※業務の実績については、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）との医療に係る調査分析業務の契約実績を具体的に記載すること。</p> <p>※様式3には、応募者の名称及びそれが推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと。</p> <p>共同事業体においては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・参加申込書【様式1】に加えて、共同事業体の成立を証する書面（協定書）写し、共同事業体構成員届出書【様式4】及び共同事業体委任状【様式5】を提出すること。</li><li>・事業者概要書【様式2】及びその添付書類は、全ての構成員について提出し、それぞれの「その他特記事項欄」に、本業務を受託するに当たって分担する役割を具体的に記載すること。</li><li>・同種業務の実施実績【様式3】は、全ての構成員について提出すること。様式自体に構成員の名称及びそれが推測されるような記載を記載することなく、いずれの構成員の分か判別可能な状態（付せんの活用等）で提出すること。</li></ul>
提出部数	各1部

提出期限	令和4年4月27日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	原則、郵送によることとし、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。郵便事故等により、期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議は認めない。 持参も認めるが、必ず事前に電話連絡をすること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療・介護保険局 医療保険課医療費適正化推進係 電話：0742-27-8547 FAX：0742-27-0445
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 8 質問及び回答

質問方法	質問がある場合は、質問票【様式12】をファクシミリにより提出し（送信票不要）、提出後は必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
質問票 提出先	奈良県福祉医療部医療・介護保険局 医療保険課医療費適正化推進係 FAX：0742-27-0445 (電話連絡は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時までの間に0742-27-8547～)
質問票 提出期間	令和4年4月15日（金）～令和4年5月2日（月）午後5時
質問への 回答	質問に対する回答は、競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、令和4年5月13日（金）までに、奈良県ホームページの上記5（3）に記載する場所に掲載する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案書の提出

企画提案を求める内容は次の4点であり、別紙「令和4年度 奈良県医療費増加要因分析業務 委託仕様書」3（2）～（4）の各業務過程で必要となる手法である。

- ① 奈良県と全国との比較による医療費の見える化手法
  - ② 奈良県の医療費、医療費増加が全国を上回る場合の要因分析手法
  - ③ 奈良県の医療費、医療費増加要因を評価するための因子、データの洗い出し手法
- （1）提出書類

企画提案書一式として、以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。以下一式は、全20枚を限度とすること。

### 【様式6】企画提案書かがみ

【様式7-1】配置要員経歴（総括責任者 又は 分析方針策定者 用）

【様式7-2】配置要員経歴（担当者用）

【様式8】業務分担及び業務実施体制

【様式9】情報管理体制（個人情報、NDB情報等）

【様式10】業務のスケジュール（成果物提出まで）

**【様式 11－1】～【様式 11－3】本業務の企画提案内容（上記①～③）**

**見積書（様式任意）**

**(2) 提出部数**

正本各 1 部、様式 7～11 及び見積書は副本各 5 部

（副本は審査用であるため、応募者の名称及びそれが推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと）

**(3) 提出期限**

令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

**(4) 提出方法・提出場所**

上記 7 「提出方法」及び「提出場所」に同じ。

**(5) 書類作成上の留意点**

**【様式 7 関係】**

- ・「統括責任者」とは、本業務の遂行に必要な指揮・監督を行い、業務の遂行に関する奈良県との連絡窓口になる者であり、必ず 1 名を選任すること。
- ・「分析方針策定者」とは、上記 3（9）に掲げる知識を有し、分析方針の策定を担当する者であって、「統括責任者」ではない者をいう。
- ・「担当者」とは、統括責任者・分析方針策定者以外で、様式 8 の業務実施体制において、一定程度主要な役割を担う者をいい、全員の記載を要しない。

**【様式 8 関係】**

- ・業務分担や業務実施体制について、業務間の関係性が分かるように記載すること。
- ・様式 7 の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。

**【様式 9 関係】**

- ・個人情報を保護し、また、奈良県から提供する NDB データの管理に万全を期すための情報管理体制について、情報管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業者への効果的な研修対策（計画）等を記載すること。

**【様式 10 関係】**

- ・成果物提出までの業務の進め方、業務内容の時系列の流れが分かるように記載すること。

**【様式 11 関係】**

- ・上記①～③をそれぞれについて、具体的に提案すること。

**【見積書関係】**

- ・内訳を消費税及び地方消費税抜きで明らかにした上で、その内訳の小計に消費税及び地方消費税率（10%とする）を乗じたものを、最終的な見積額として記載すること。
- ・共同事業体は、構成員別ではなく、共同事業体としての見積額を示すこと。
- ・委託上限額 4,900,000 円を超えないこと。
- ・副本 5 部には、応募者の名称は記載しないこと。

**(6) その他留意事項**

- ・提案は、各応募者 1 案とする。
- ・書類に用いる文字の標準サイズは、10.5pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 9pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。

- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。但し、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

## 10 企画提案書等の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書一式（様式7～様式11、見積書）及び同種業務の実施実績（様式3）について、審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>① 審査予定日：別に通知する日時（令和4年5月下旬頃を予定）</p> <p>② 実施方法：新型コロナウィルス感染症の感染状況を踏まえ、以下のいずれかの方法で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会場において収集形式での審査（審査会場は審査予定日と併せて通知）</li> <li>・Web会議システムを用いて、提案者の居所と審査会場をリモート接続（参加URLは審査予定日と併せて通知）</li> </ul> <p>※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は提案者の負担とする。</p> <p>③ 時間：1提案者あたりの持ち時間は30分を予定し、内訳は次のとおり 　　プレゼンテーション：15分 　　質疑応答：15分</p> <p>④ 出席者：プレゼンテーションへの参加は3名までとし、様式7-1における「統括責任者」は必ず参加することとする。</p> <p>⑤ 順番：提案者が複数ある場合、企画提案書一式の提出順にプレゼンテーションを実施させる。</p> <p>⑥ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した様式3、7～11及び見積書の内容とし、これらに記載のない追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。</p>								
審査内容	<p>・提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。 〈審査の観点〉</p> <table border="0"> <tr> <td>① 事業者適格（実施体制、業務実績 等）</td> <td>[25点]</td> </tr> <tr> <td>② 業務基本事項（スケジュール）</td> <td>[10点]</td> </tr> <tr> <td>③ 本業務に係る提案内容の納得性</td> <td>[55点]</td> </tr> <tr> <td>④ 経費の妥当性</td> <td>[10点]</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計点100点</p> <p>・評点の詳細は別表のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <p>・全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつ、それぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。</p> <p>・提案者が1者の場合もこれを適用する。</p>	① 事業者適格（実施体制、業務実績 等）	[25点]	② 業務基本事項（スケジュール）	[10点]	③ 本業務に係る提案内容の納得性	[55点]	④ 経費の妥当性	[10点]
① 事業者適格（実施体制、業務実績 等）	[25点]								
② 業務基本事項（スケジュール）	[10点]								
③ 本業務に係る提案内容の納得性	[55点]								
④ 経費の妥当性	[10点]								
審査結果	<p>決定した受託予定者の名称は、企画提案書等提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。</p>								

失格事項	<p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記3に示した参加資格要件が備わっていないとき。</li> <li>・参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽または不正があったとき。</li> <li>・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。</li> <li>・一以上の審査項目についての記載がなかったとき。</li> <li>・委託上限額を超える見積書が提出されたとき。</li> <li>・プレゼンテーションに不参加のとき。</li> <li>・その他不正な行為があったとき。</li> </ul>
------	--

## 1.1 業務委託契約の締結について

- (1) 上記1.0により特定された者は、速やかに奈良県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合は、これを免除することができる。
- (3) 契約額は、提出された見積書に記載の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 1.2 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、奈良県は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記（7）において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合

を除く。)において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかつたとき。

- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

### 1 3 契約の解除

契約締結後、奈良県との契約者が上記12(1)～(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなつた場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、奈良県は契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、当該契約者には、奈良県に対する損害賠償義務が生じる。

### 1 4 事情変更への対応

新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と奈良県と協議を行い、奈良県が決定する。

#### 【参考】

#### 本プロポーザル実施スケジュール

時 期	内 容
令和4年 4月15日（金）	公告
令和4年 4月27日（水） 午後5時	参加表明書等提出期限
令和4年 5月 2日（月） 午後5時	質問書受付期限
令和4年 5月13日（金）	質問回答
令和4年 5月20日（金） 午後5時	企画提案書提出期限
令和4年 5月下旬頃	審査委員会の開催（予定）